投資信託説明書（交付目論見書）
使用開始日：2026年11月20日

カレラ改日本株式ファンド

追加型投信／国内／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

＜委託会社＞［ファンドの運用の指図を行う者］

カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 2636 号
電話番号：03 － 6691 － 2017
受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時
ホームページ：https://www.carrera-am.co.jp/

当ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に記載しています。

＜受託会社＞［ファンドの財産の保管および管理を行う者］

三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
ファンドの基準価額、販売会社などについては、上記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

商　品　分　類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
追加型	国内	株式

属　性　区　分		
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式　一般	年４回	日本

商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（アドレス https://www.imaj.or.jp/）でもご覧いただけます。

- この目論見書により行う「カレラ改日本株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年５月20日に関東財務局長に提出しており、2026年５月21日にその届出の効力が生じております。
- 投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社名	カレラアセットマネジメント株式会社
設立年月日	2011年7月19日
資本金	1億6,240万円（2026年9月末日現在）
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	100,779百万円（2026年9月末日現在）



1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1. 主として日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、投資信託証券等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 銘柄選定にあたっては、事業内容、成長性、収益性、財務健全性などを勘案して厳選します。また、業種配分、バリュエーション、流動性などを考慮して、ポートフォリオを構築します。

3. 株式への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した場合には、現金割合の引上げ等により、株式への投資割合を引下げることがあります。

4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【ファンドの仕組み】

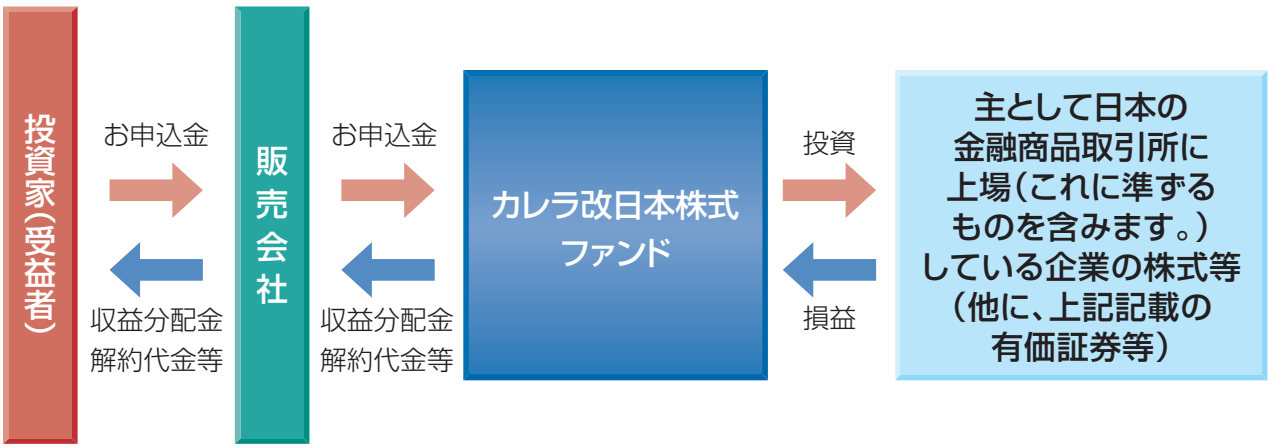



【運用プロセス】

マクロ分析
経済･社会･金融･政治･
国際情勢等の分析

ミクロ･マーケット分析
市場の需給、個別銘柄の
バリエーション･業績等の分析

→

ポートフォリオ構築
流動性とリスクを考慮し、
投資魅力が大きい
組入銘柄を選定

↔

**リスク管理･
投資成果分析**

主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

分　配　方　針

年4回（原則として毎年2月20日、5月20日、8月20日、11月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

＜分配のイメージ図＞



※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
※ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。



株式市場を牽引するファクター

factor 1 GX（≒再生可能エネルギーへの転換）
今後10年間で150兆円超の官民投資

※GXとは「グリーントランスフォーメーション」を指します。

factor 2 i.設備投資の大潮流
日本企業の国内回帰 ＋ 外国企業の日本国内への直接投資
ii.インフラ更新

factor 3 東から西へ向かう投資

factor 4 東証の市場改革と資産運用立国

factor 1 GX（グリーントランスフォーメーション、再生可能エネルギーへの転換）

再生可能エネルギー（以降、再エネ）への転換がもたらす激震

再エネ発電設備・流通及び電力消費等ほとんどすべて産業が関わる

❶ メガソーラー、バイオマス発電、風力、地熱、原子力、ダム、水素・アンモニア火力発電
❷ 送電線、蓄電池、パワーコンディショナー、省電力技術、充電スポット
❸ 車両、船舶、建物、鉄鋼業他
❹ アンモニア、水素等の流通・貯蔵、水素スタンド

規制・支援一体型促進策の政府支援イメージ

- 各分野が持つ事業リスクや事業環境に応じて、適切な規制・支援を一体的に措置することで、民間企業の投資を引き出し、150兆円超の官民投資を目指します。
- 世界規模のGX投資競争が展開される中、我が国は、諸外国における投資支援の動向やこれまでの支援の実績なども踏まえつつ、必要十分な規模・期間の政府支援を行います。また、20兆円規模の支援については、今後具体的な事業内容の進捗などを踏まえて必要な見直しを行う予定です。

今後10年間の官民投資額全体 150兆円超			
	非化石エネルギーの推進	約60兆円～	再生可能エネルギーの大量導入、原子力（革新炉等の研究開発）、水素・アンモニア等
	需給一体での産業構造転換・抜本的な省エネの推進	約80兆円～	製造業の省エネ・燃料転換（例:鉄鋼・化学・セメント・紙・自転車）、脱炭素目的のデジタル投資、蓄電池産業の確立、船舶・航空機産業の構造転換、次世代自動車、住宅・建築物等
	資源循環・炭素固定技術など	約10兆円～	資源循環産業、バイオものづくり、CCS等

出所:資源エネルギー庁資料よりカレラAM作成（2026年10月13日現在）

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。



factor 2 i.設備投資の大潮流

安全保障上重要な産業について中国外での工場建設・設備投資（内外企業）

❶ 日本企業製造拠点の国内回帰
❷ 外国企業による日本国内への（対内）直接投資（熊本県での半導体工場など）

国策+円安+低金利+低賃金+潤沢な資金+整備されたインフラ

極端に少ない海外から日本への直接投資

OECD加盟国の対内直接投資残高（対名目GDP比（2024年））

上位5カ国		
順位	国・地域	対内直接投資／名目GDP（%）
1	ルクセンブルク	1,273.7
2	オランダ	214.4
3	アイルランド	192.1
4	スイス	99.5
5	エストニア	82.8

下位5カ国		
順位	国・地域	対内直接投資／名目GDP（%）
28	ドイツ	26.5
29	イタリア	20.6
30	トルコ	17.9
31	韓国	13.6
32	日本	5.2

出所:UNCTAD stat.よりカレラAM作成（2026年10月13日現在）

factor 2 ii.インフラ更新

①大阪圏で万博跡地の再開発や、公共インフラ、インバウンド向けの周辺設備への投資が活発になると予想。
②高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

建設後50年以上経過する社会資本の割合

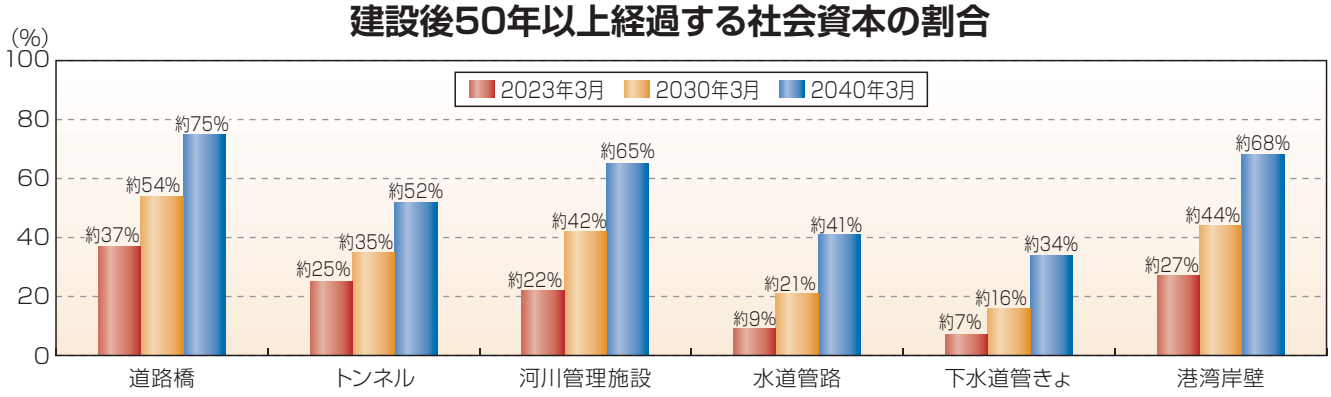

出所:国土交通省インフラメンテナンス情報（2026年10月13日現在）

factor 3 東から西へ向かう投資

東京再開発の一巡から大阪圏へシフト

歴史は繰り返す（東海道を通じてエネルギーが東西に移動）

factor 4 東証の市場改革と資産運用立国

東証の時価総額成長を目指しての諸施策

❶ プライム市場の上場基準の厳正化=市場全体の整備
❷ 個々の上場企業の成長促進
・上場企業に企業価値向上（ROE向上）を促す取り組み強化
・PBR1倍割れ上場企業への要請（内部留保を投資、株主還元へ振向け）

新NISA導入
株式市場の活性化、
国内資金の効率的再配分

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している企業の株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、投資信託証券など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。
ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

株式の価格変動リスク	当ファンドは、主に国内の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。
予測不可能な事態が起きた場合等について	その他予測不可能な事態（天変地異等）が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

その他の留意点

- **当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- **流動性リスクに関する事項**
  当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。
  - 経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、市場環境が急変した場合
  - 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

- 運用部が投資方針、運用計画に基づくポートフォリオを構築し、投資政策委員会に上程します。
- 委託会社では流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
- コンプライアンス・オフィサーが法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行い、内部監査室が内部管理体制等の適切性、有効性の検証を行います。
- 運用管理委員会において、資産運用状況の総合的な分析、検討および適切な施策を決定します。



（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年10月末～2026年9月末

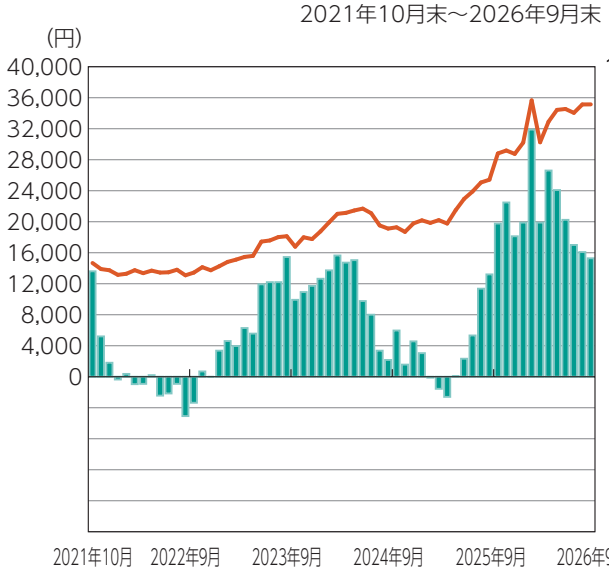

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、2021年10月から2026年9月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年10月末～2026年9月末

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	21.0	18.7	22.4	16.8	△3.3	6.1	10.4
最大値	79.7	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値	△12.7	△7.1	△5.8	△9.7	△7.0	△6.1	△2.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2021年10月から2026年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数
日本株……東証株価指数(TOPIX)
先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)
日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス―エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス―エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。



3 運用実績

（2026年９月30日現在）

基準価額・純資産の推移、分配の推移

基準価額・純資産総額の推移

当初設定日（2020年2月27日）～2026年９月30日

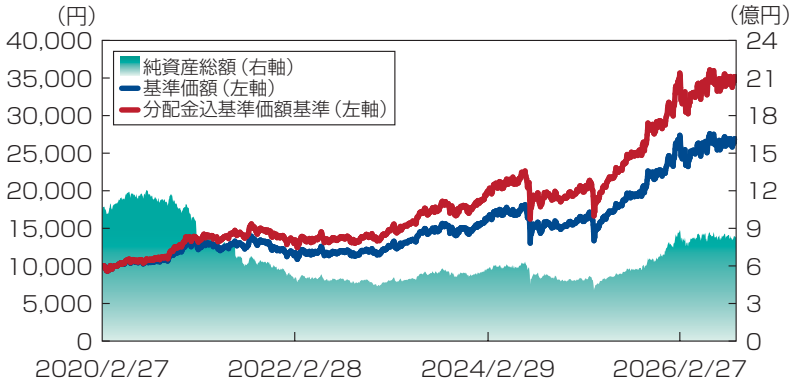

*分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして表示しています。

基準価額と純資産総額

基準価額（１万口当たり）	26,872円
純資産総額	836百万円

分配の推移（１万口当たり、税引前）

2026年　8月	0円
2026年　5月	100円
2026年　2月	300円
2025年 11月	100円
2025年　8月	300円
設定来累計	3,900円

主要な資産の状況

資産配分

資産の種類	組入比率
株　式	94.98%
債　券	0.00%
現金・その他	5.02%
合　計	100.00%

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	組入比率
1	大林組	建設業	5.50%
2	名村造船所	輸送用機器	5.36%
3	ジーエス・ユアサ　コーポレーション	電気機器	5.21%
4	神戸製鋼所	鉄鋼	4.75%
5	ワールド	繊維製品	4.57%
6	明星工業	建設業	4.52%
7	川崎重工業	輸送用機器	4.52%
8	任天堂	その他製品	4.08%
9	中北製作所	機械	3.81%
10	平田機工	機械	3.80%

組入上位10業種

	業種	組入比率
1	電気機器	20.95%
2	機械	15.31%
3	輸送用機器	12.55%
4	建設業	10.02%
5	化学	9.32%
6	鉄鋼	4.75%
7	繊維製品	4.57%
8	その他製品	4.08%
9	ガラス・土石製品	3.63%
10	医薬品	3.05%

年間収益率の推移（暦年ベース）

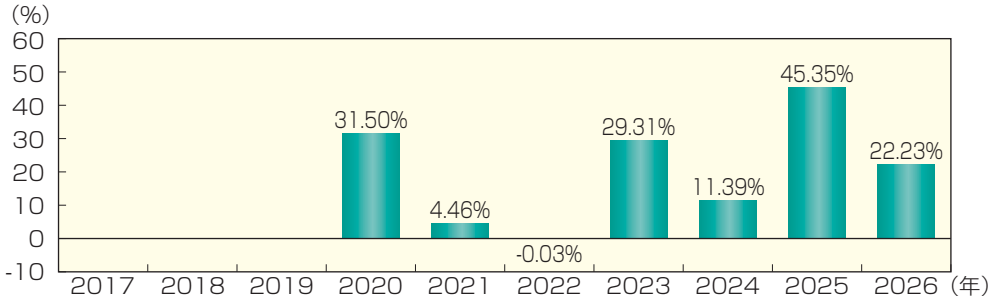

※年間収益率は基準価額（税引前分配金再投資ベース）をもとに算出した騰落率です。
※2020年は設定日（2020年2月27日）から年末までの収益率、2026年は1月1日から9月30日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。



4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年5月21日から2027年5月20日まで ただし、申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。
信託期間	2020年2月27日から2053年2月20日まで（信託設定日：2020年2月27日）
繰上償還	受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
決算日	原則として、毎年2月20日、5月20日、8月20日、11月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。
収益分配	委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。 ※当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
公告	電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.carrera-am.co.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年2月、8月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付運用報告書を提供等します。また、運用報告書（全体版）は、電磁的方法により提供します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 原則として、配当控除の適用が可能です。



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。 ・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.4135%（税抜1.285%）の率を乗じて得た額とします。当該費用は毎日計上され、毎決算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 ・信託報酬 ＝ 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率		
	当該ファンドの純資産総額に対して		年率 1.4135%（税抜1.285%）
	内訳	委託会社	年率 0.4950%（税抜0.450%） 資金の運用指図等の対価
		販売会社	年率 0.8800%（税抜0.800%） 購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理
		受託会社	年率 0.0385%（税抜0.035%） 運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の作成、印刷、交付及び提供等または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料（売買委託手数料、保管手数料等）、信託財産に関する租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等。 ※その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・監査費用：ファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料 ・保管費用：資産を海外で保管する場合の費用		

税　　金

・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
・下記の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
収益分配時	所得税※及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税※及び地方税	〈譲渡所得として課税〉換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。2027年1月1日から防衛特別所得税が加わりますが、課税率の合計に変更はありません。
・上記は2026年9月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・法人の場合は上記とは異なります。
・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間（2026年2月21日～2026年8月20日）の総経費率（年率）

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.68%	1.41%	0.27%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。
※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては直近の運用報告書（全体版）をご覧ください。